

# 浅口市立金光吉備小学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月 策定

## いじめに関する現状と課題

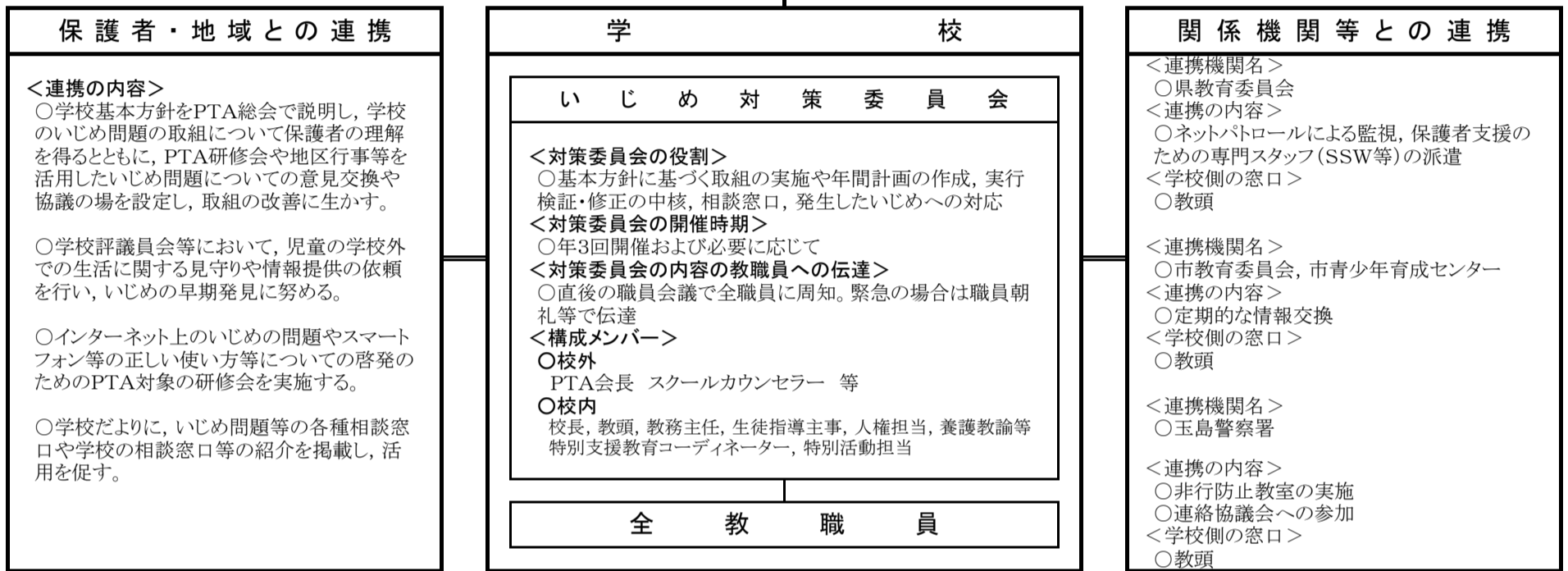
○本校では、いじめの事案発生後は早期に対応し解決に向けて取り組みをしてきた。しかし、携帯電話・スマートフォン・通信機能のあるDSを日常的に使用している児童は年々増加しており、ネット利用によるいじめの実態把握は十分できていない。学年に応じた情報モラルについての指導も系統的にはできていない。また、個別の支援が必要な児童に対する心無い言動や、衝動性のある児童同士のけんかも見られ、個別の指導や学級づくり等を通して互いの人間関係を深めていくことが大切である。現在、生徒指導主事を中心にいじめ問題への対応を行っているが、人権教育・特別支援教育・特別活動担当等、他の分掌組織とも連携しながら、組織的な取組が必要である。また、いじめの早期発見・適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

○学校全体での取組を推進するために、いじめ対策委員会には生徒指導主事・人権教育・特別支援教育・特別活動担当も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解消のための取組を行う。また、児童の携帯等の利用実態調査を行い、その結果を基に校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。  
○いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、一人一人が活躍できる機会を設けることにより、自己有用感や充実感を感じることができる学級・学校づくりを進める。

### <重点となる取組>

- 「いじめについて考える週間」において、児童会を中心とした児童の主体的な取組を支援し、いじめを許さず自分のこととして考え解決しようとする意識を高める。
- 児童のインターネット利用状況を把握し、高学年で情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。
- SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、教育相談や学校生活アンケートを通して、児童の人間関係の実態把握に努めるとともに、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①	<p style="text-align: center;">い じ め の 防 止</p> <p>&lt;職員研修&gt;</p> <p>○教職員の指導力向上のための研修として、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</p> <p>&lt;児童会活動&gt;</p> <p>○いじめについて考える週間において、児童会主催の児童自ら考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。</p> <p>&lt;居場所づくり&gt;</p> <p>○毎日の授業や行事等の特別活動の中で、一人一人が活躍できる機会を設定することにより、自己有用感や充実感を感じることができる学級・学校づくりを進める。</p> <p>&lt;情報モラル教育&gt;</p> <p>○ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、高学年において1時間行う。</p>
②	<p style="text-align: center;">早 期 発 見</p> <p>&lt;実態把握&gt;</p> <p>○児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p>&lt;相談体制の確立&gt;</p> <p>○相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</p> <p>&lt;情報共有&gt;</p> <p>○毎月の職員会議後に、気になる児童についての情報交換の場を継続的に設定したり、毎日の職員終礼で設定したりすることにより、教職員間で情報共有できる体制をつくる。</p> <p>&lt;家庭への啓発&gt;</p> <p>○参観日の学級懇談や学校だより等を活用して、毎日の親子の会話やふれあいを通して、児童の小さな変容にも気付くことができるよう啓発を行う。</p>
③	<p style="text-align: center;">い じ め へ の 対 処</p> <p>&lt;いじめの有無の確認&gt;</p> <p>○児童がいじめを受けているとの連絡を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの事実についての確認を行う。</p> <p>&lt;いじめへの組織的対応の検討&gt;</p> <p>○いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</p> <p>&lt;いじめられた児童への支援&gt;</p> <p>○いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</p> <p>&lt;いじめた児童へ指導&gt;</p> <p>○いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</p>